

# 医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等について

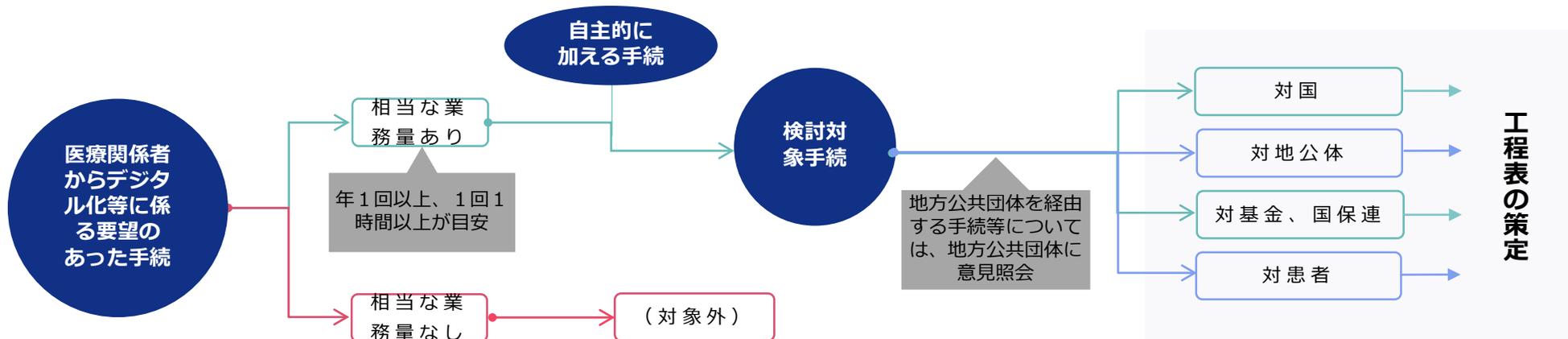
## 実施計画の記載内容【実施事項 a】

<b>対象手続</b>	<p>&lt;手続主体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関</li> <li>・医師</li> </ul> <p>&lt;手続先（申請、届出、交付先）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省本省、その地方支分部局</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・患者</li> </ul> <p>※厚生労働省が所管する法令等に基づく手続に限る。          ※医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて相当の業務量が生じていると認められる手続に限る。</p>
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は患者の当該書面への押印又は署名</li> <li>・当該書面の日本産業規格 A 列 4 番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担の軽減</li> </ul>
<b>措置内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化（電子メールにより手続を行うことを含む。）を進めるための工程表の作成</li> </ul> <p>※デジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。</p>
<b>考慮すべき事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等を踏まえること</li> </ul>

# 工程表策定に係る全体像【実施事項 a】

## <工程表策定までのプロセス>

- i. 医療関係者への調査 → ii. 相当な業務量の精査 → iii. 地方公共団体への調査 → iv. 手続の分類、措置内容検討



## (詳細) 医療関係者・地方公共団体への調査【実施事項 a】

### 調査対象

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本病院会、日本医療法人協会、全日本病院協会、日本精神科病院協会、日本保険薬局協会

### 調査項目

- 手続名 (※1)
- デジタル化されていないことでどのような不都合が生じているか、どのように解決されると良いと考えるか (※2)
- 負担感 (1 医療機関における年間あたりの手続き件数、1 件の対応に係る所要時間) (※3)

※1 提出先 (国等・地方公共団体・患者)・手続主体 (医療機関・医師) の類型毎に調査。

※2 規制改革実施計画においては、書面手続に係る「押印又は署名」「日本産業規格 A 列 4 番以外の大きさ又は白以外の色」が例示されているが、この 2 点に限らないニーズも調査するため、デジタル化全般に係る調査項目とした。

※3 規制改革実施計画において、「相当の業務量が生じていると認められる申請等手続」が検討対象とされていることを踏まえ、各手続の負担感を調査。

(参考) 上記調査において相当な業務量が生じると認められる手続のうち、地方公共団体が関与するもの (手続窓口となっている等) について、デジタル化の可否・デジタル化手法の妥当性を確認する観点から、地方公共団体宛にもアンケートを実施。

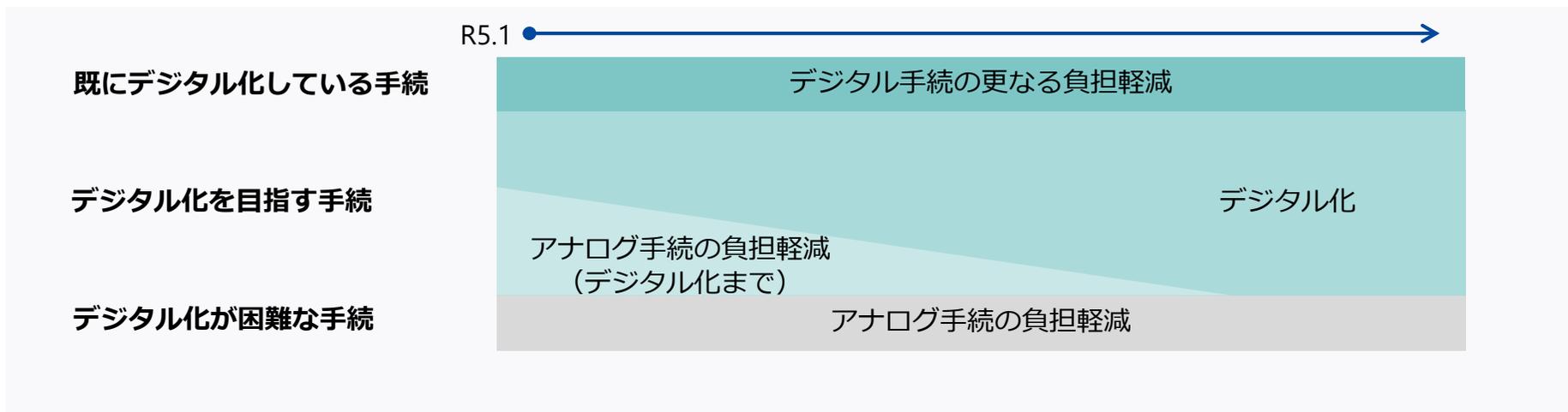
# (詳細) 工程表策定に際しての検討【実施事項 a】

## 検討対象

相当な業務量が生じている手続数 : 38件

提出先	件数
国	15件
地方公共団体	12件
支払基金、国保連	4件
患者	7件

## 考え方



# 工程表（素案）【実施事項 a】

	令和5年1月～	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
(参考) 主な政府計画	規制改革実施計画等に基づき令和7年までにオンライン化（12,000種類）			R8.1
提出先 (国)	手続の電子化、既にデジタル化されている手続の簡素化（電子申請の入力項目調整）等 ※現時点で対応方針が決まっていないものは、R7までの政府計画に基づく対応の中で検討			
提出先 (地方公共団体)	手続の電子化の許容 ※現時点で対応方針が決まっているものはないが、R7までの政府計画に基づく対応の中で検討			
	地方公共団体宛に技術的助言 等（デジタル手法を用いることが可能である旨や、デジタル手法を活用した事例の周知等について検討）			
提出先 (基金・国保連)	対応できていない一部関係機関にデジタル化を働きかけ 等			
提出先 (患者)	地方公共団体を通して医療機関や医師にデジタル化を妨げる規制はない旨の周知 等			

※  デジタル化による対応  デジタル化以外の負担軽減策の検討

※ 今般の調査と関係無く、既にデジタル化に向けて取り組んでいる手続については工程表から除外し、引き続き、政府計画も踏まえ推進。

# 電子署名の要否等の検討【実施事項 b】

## 医療現場での書類の負担軽減に向けて

- 工程表の策定対象としない手続についても、引き続き、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、必要な検討を行っていく。
- 医療現場からの要望に限らず、医療現場での書類で、電子署名の要否等について自主的に整理可能なものについては、引き続き、必要な検討を行っていく（※）。

### （※）行政手続等の棚卸結果を活用した検討事例

- ・ デジタル庁及び内閣府において取りまとめている情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第2項に基づく「行政手続等の棚卸」調査結果を活用し、厚生労働省の所管する行政手続等に関連する「医療現場での書類」を**198件**洗い出し（令和4年11月調査時点）。
- ・ このうち、オンラインでの申請等が可能な手続は**114件**あったが、医療従事者に電子署名を求めているものはなかった（紙媒体の場合に医療従事者の記名を求めるものは35件あった）。
- ・ 電子署名の要否については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（2019各府省情報化統括責任者連絡会議決定）」に基づき、電子署名による本人確認、医師等であることの確認等が必要か、といった観点から検討を行うこととしている。
- ・ 現時点において具体的な見直しにつながった手続はないが、引き続きこうした検討を行っていく予定。

## (参考1) 規制改革実施計画抜粋

### 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

#### オ 医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等

【a:令和4年措置、b:引き続き検討、早期に結論】

- a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師（以下「医療機関等」という。）が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは地方公共団体に対して行う申請若しくは届出又は患者に対して行う交付の手続（以下「申請等手続」という。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）等を踏まえ、申請等手続を書面で行う場合の医師又は患者の当該書面への押印又は署名、当該書面の日本産業規格A列4番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて相当の業務量が生じていると認められる申請等手続についてデジタル化（電子メールにより申請等手続を行うことを含む。）を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。
- b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否等について整理を行う。

## (参考2) 手続のデジタル化に係る政府決定事項等 抜粋

### ○ デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年12月24日閣議決定)

第5 デジタル化の基本戦略 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革 (1) デジタル原則 ① デジタル完結・自動化原則 (p21)  
書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

### ○ 当面の規制改革の実施事項 (令和2年12月22日規制改革推進会議決定)

1. 書面・押印・対面の見直し (1) 行政手続における書面・押印・対面の見直し イ 書面・対面の見直し【令和7年度までに措置】  
国民や事業者等が行政機関に申請等を行う約2万2千種類の手続のうち、約1万9千種類のオンライン化未実施の手続については、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続643種類を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する。  
その際、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一としつつ、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果が見込めない等の観点から情報システムの整備等が適当ではない場合には、eメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討する。  
上記性質上オンライン化が適当でないとしてされる手続643種類についても、最新の技術を踏まえて、補完的手段の活用可能性を含めてオンライン化ができないか厳しく検証する。

### ○ 規制改革実施計画 (令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し (8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し【a:可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置】  
a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。  
なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

## (参考2 続き) 手続のデジタル化に係る政府決定事項等 抜粋

### ○ 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン (2019年(平成31年)2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

1はじめに 1. 1背景と目的

本ガイドラインは、(中略)各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたものである。

主な規定範囲は、次の3点である。

(1)オンライン手続に関わる脅威と、脅威から生じる「リスクの影響度」を導出する手法

(2)上記の手法により導出されるリスクの影響度を踏まえ、オンライン手続に求められる認証方式の「保証レベル」を導出する手法

(3)上記の手法により導出される認証方式の各保証レベルにて求められる「対策基準」

以上を活用することによって、オンライン手続における脅威に対するリスクの影響度を踏まえた合理的な行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法について、検討を可能とすることを本ガイドラインの目的とする。

### ○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# (参考3) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和4年6月7日閣議決定)

資料 工程表 (P18,19) から抜粋

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(1) 国の情報システムの刷新 ⑩ 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 裁判関連手続のデジタル化	民事訴訟法等の改正	施行に向けた準備	早ければ令和4年度(2022年度)から非対面での弁論準備手続期日の運用拡大、非対面での和解期日の運用開始	早ければ令和5年度(2023年度)から非対面での口頭弁論期日の運用を開始	当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す
	刑事手続の検討会取りまとめ	刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたIT基盤の整備に向けた取組を推進 (矯正及び更生保護行政のデジタル化に向けた取組を含む)			
警察業務のデジタル化	警察庁及び都道府県警察が活用する運転者管理システムを警察共通基盤上に整備	一部の都道府県警察において運用を開始し、順次全国都道府県警察に拡大		全国都道府県警察において運用開始	
	警察庁及び都道府県警察が活用する遺失物管理システムを警察共通基盤上に整備	一部の都道府県警察において運用を開始し、その後令和8年度末までに全国都道府県警察に拡大			
	交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討	交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施			
	行政手続オンライン化に向けた調査研究	調査研究の結果を踏まえた、利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する本格的な行政手続オンライン化のシステムの検討・構築 本格的な行政手続オンライン化のシステムの運用開始までの間、メールによる簡易な方法での申請等を受け付ける「警察行政手続サイト」を運用			
港湾業務のデジタル化	<「サイバーポート」(港湾管理分野)> 構築・テスト・稼働		全国展開		
	<「サイバーポート」(港湾インフラ分野)> 構築・テスト・稼働		「サイバーポート」の港湾物流分野、港湾管理分野、港湾インフラ分野の三分野間のデータ連携	三分野一体での運用を実現	
公文書管理のデジタル化	政令・ガイドライン見直し	デジタル化に対応した文書管理のルール(令和4年改正政令・ガイドライン等)の浸透 公文書管理のデジタル化のための所要の制度見直し			
	「デジタル時代の公文書管理について」(令和3年7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告)を踏まえ、公文書管理に係るシステム整備の在り方検討・システム整備のための調査研究(遅くとも令和5年度開始)等・システム整備・システムの段階的導入を順次実施				

# (参考3 続き) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和4年6月7日閣議決定)

資料 工程表 (P18,19) から抜粋

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
<b>(1) 国の情報システムの刷新</b> ⑩独立行政法人の情報システム	デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定	各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施	各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる		
		全体の状況を把握するため、棚卸しを実施	棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討		
<b>(2) 地方の情報システムの刷新</b> ⑪地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 ⑫標準化基準における共通事項の策定等 ⑬制度所管府省庁による標準化基準の策定	基本方針の作成	制度改正等を踏まえた、基本方針の変更			
	標準仕様書策定・調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)	制度改正等を踏まえた、標準仕様書の改定			
	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの作成	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供			
	ガバメントクラウドの提供	地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウド利用に関する責任分界の基準の作成	ガバメントクラウド提供		
標準準拠システムの開発	アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを順次開発				
⑭統一・標準化を進めるための支援 ・ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
	先行事業の実施	標準準拠システムへの移行 (※) (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)			
	PMO支援ツールの作成	PMO支援ツールの提供			

※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。